公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２号
広島県呉市焼山三ツ石町10番38号
債務者　小南慶次郎
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第３号
広島県呉市焼山三ツ石町10番38号
債務者　小南　香江（旧姓黒岩）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第５６号
広島県呉市蒲刈町向839番地１
債務者　此本　浩二
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第８０号
広島県呉市焼山宮ヶ迫２丁目４番１―606号
債務者　木村由美子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第９０号
広島県呉市上平原町17番２号
債務者　鶴田　友美（旧姓土谷）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第９１号
広島県呉市中通１丁目４番18―205号
債務者　上瀬工業こと　上瀬　修二
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第９４号
山口県下関市上田中町８丁目18番Ｒ21―310号　市営白雲台住宅、前住所山口県下関市金比羅町11番10―101号
債務者　久保井圭子（旧姓島村）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
愛媛県西条市壬生川590番地、前住所愛媛県東予市壬生川595番地の１
債務者　原　　康伸
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第７３号
愛媛県西条市丹原町久妙寺甲342番地４
債務者　髙井　敏孝
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第７４号
愛媛県新居浜市中村３丁目９番48号、前住所愛媛県新居浜市中村４丁目９番45号
債務者　佐伯　次治
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第７５号
愛媛県新居浜市中村３丁目９番48号、前住所愛媛県新居浜市中村４丁目９番45号
債務者　佐伯　千春
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第２１号
高知県須崎市多ノ郷甲651番地　東川内第２市営住宅Ｂ304
債務者　西村佐千枝
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１３３号
福岡県久留米市上津町2078番地76　サンヒルズ上津103号、前住所福岡県久留米市上津町1784番地14
債務者　古賀　研次
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１３４号
福岡県久留米市上津町2078番地76　サンヒルズ上津103号、前住所福岡県久留米市上津町1784番地14
債務者　古賀由美子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１３５号
福岡県久留米市城島町城島543番地１
債務者　末次　祐樹
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１４０号
福岡県久留米市津福本町1673番地２　県営津福団地100棟144号
債務者　上野　嘉枝
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部